

○ 地方分権推進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十一号） 新旧対照条文（抄）
 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（守秘義務に関する経過措置） 第一千三百七条 改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行前の労働基準法第五十五条（同法第一百条の二第三項において準用する場合を含む。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十九条、地方自治法第二百五十条の九第十三項（同法第二百五十一条第五項において準用する場合を含む。）、船員法第九十九条、国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第五項、運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第十五条、労働組合法第二十三条、電波法第九十九条の四において準用する国家公務員法第一百条第一項、警察法第十条第一項において準用する国家公務員法第一百条第一項、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第八十八号）第十条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、特許法第二十条、実用新案法第六十条、意匠法第七十三条、地価公示法第十八条第一項、公害等調整委員会設置法第十一条第一項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）、公害健康被害の補償等に関する法律第二百二十三条第一項、航空事故調査委員会設置法第十条第一項、国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九十九号）第十五条第八項、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）第六条第七項、地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）第十三条第六項、金融再生委員会設置法第二十八条において準用する同法第十一条第一項又は同法第三十八条第一項において準用する同法第十一条第一項に規定する従前の国の機関の委員その他の職員であった者（以下この条において「旧委員等」という。）は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規</p>	<p>（守秘義務に関する経過措置） 第一千三百七条 改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行前の労働基準法第五十五条（同法第一百条の二第三項において準用する場合を含む。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十九条、地方自治法第二百五十条の九第十三項（同法第二百五十一条第五項において準用する場合を含む。）、船員法第九十九条、国営企業労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第五項、運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第十五条、労働組合法第二十三条、電波法第九十九条の四において準用する国家公務員法第一百条第一項、警察法第十条第一項において準用する国家公務員法第一百条第一項、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第八十八号）第十条（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、特許法第二十条、実用新案法第六十条、意匠法第七十三条、地価公示法第十八条第一項、公害等調整委員会設置法第十一条第一項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）、公害健康被害の補償等に関する法律第二百二十三条第一項、航空事故調査委員会設置法第十条第一項、国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九十九号）第十五条第八項、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）第六条第七項、金融再生委員会設置法第二十八条において準用する同法第十一条第一項又は同法第三十八条第一項において準用する同法第十一条第一項に規定する従前の国の機関の委員その他の職員であった者（以下この条において「旧委員等」という。）は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定（改革関係法等の施行後にあつては、改革関係法等の施行前</p>

定（改革関係法等の施行後にあつては、改革関係法等の施行前の労働基準法第百条の二第三項において準用する同法第百五条の規定については改革関係法等の施行後の同法第百条第三項において準用する同法第百五条の規定とし、改革関係法等の施行前の運輸省設置法第十五条の規定については改革関係法等の施行後の国土交通省設置法第二十一条第一項の規定とし、改革関係法等の施行前の金融再生委員会設置法第二十八条において準用する同法第十一条第一項の規定については改革関係法等の施行後の金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第十六条第一項の規定とし、改革関係法等の施行前の金融再生委員会設置法第三十八条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定については改革関係法等の施行後の金融庁設置法附則第十五条において準用する同法第十六条第一項の規定とする。以下この項において同じ。）に規定する国の機関の委員その他の職員（以下この条において「新委員等」という。）であつたものと、改革関係法等の施行前のこれらの規定に規定する旧委員等に係るその職務上又はその職務に關して知ることができた秘密は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定に規定する新委員等に係るその職務上又はその職務に關して知ることができた秘密とみなして、改革関係法等の施行後のこれらの法律を適用する。

の労働基準法第百条の二第三項において準用する同法第百五条の規定については改革関係法等の施行後の同法第百条第三項において準用する同法第百五条の規定とし、改革関係法等の施行前の運輸省設置法第十五条の規定については改革関係法等の施行後の国土交通省設置法第二十一条第一項の規定とし、改革関係法等の施行前の金融再生委員会設置法第二十八条において準用する同法第十一条第一項の規定については改革関係法等の施行後の金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第十六条第一項の規定とし、改革関係法等の施行前の金融再生委員会設置法第三十八条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定については改革関係法等の施行後の金融庁設置法附則第十五条において準用する同法第十六条第一項の規定とする。以下この項において同じ。）に規定する国の機関の委員その他の職員（以下この条において「新委員等」という。）であつたものと、改革関係法等の施行前のこれらの規定に規定する旧委員等に係るその職務上又はその職務に關して知ることができた秘密は、それぞれ、改革関係法等の施行後のこれらの規定に規定する新委員等に係るその職務上又はその職務に關して知ることができた秘密とみなして、改革関係法等の施行後のこれらの法律を適用する。